

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第16回）

令和8年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2026 KajiwaraJuku.

2026-SP Ver1.1

・取引士証の記載事項

氏名	○	登録番号・登録年月日	
住所	○	交付年月日	
		有効期間の満了日	

※○は、申請しなければならない

*旧姓を併記することが認められる

*勤務先は記載事項ではない

●2-12 登録の移転（取引士）

・趣旨

- ・登録を受けている者が、登録をしている都道府県以外に所在する業者の「事務所」の業務に従事し、
または従事しようとするときは、登録の移転を申請することができる ex.転勤等の場合

*単なる転居を理由に申請できない

・申請方法

①現に登録を受けている知事を経由して、移転先の知事に申請する方法

*現に有する取引士証は、失効する

⇒現に有する取引士証は、返納しなければならない cf.P17

⇒新たな取引士証の交付まで、法定事務ができなくなる

②登録の移転と共に、新たな取引士証の交付を移転先の知事に申請する方法

*現に有する取引士証と引換えに、新たな取引士証が交付される

⇒新たな取引士証の引換交付のときまで失効しない

⇒継続して、法定事務をすることができる

・有効期間

①新たな取引士証の有効期間は5年

②失効前の取引士証（移転前）の有効期間

・通知

- ・登録の移転を完了した知事は、遅滞なく、申請者および移転前の知事へ通知しなければならない

・その他

*事務禁止の処分期間中は、登録の移転を申請できない

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajivarajuku.com>

これだけで合格する！

宅建士試験過去問セレクト13年+ α

サンプル講義用 ② 宅地建物取引業法

令和8年受験版

2-11-5

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士C（甲県知事登録）は、宅地建物取引業者D社を退職し、宅地建物取引業者E社に再就職したが、CはD社及びE社のいずれにおいても専任の宅地建物取引士ではないので、勤務先の変更の登録を申請しなくてもよい。

2-11-6

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。なお、この問において、宅地建物取引士は、事務の禁止の処分を受けていないものとする。

宅地建物取引士は、その登録している勤務先の名称に変更があった場合、登録を受けている都道府県知事に、変更の登録の申請とあわせて、宅地建物取引士証の書換え交付を申請しなければならない。

2-11-7

宅地建物取引士の登録及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、誤っているか・・・。

宅地建物取引士証に記載される宅地建物取引士の氏名については現姓を用いなければならないが、旧姓を併記することは認められていない。

2-12-1

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。なお、この問において、宅地建物取引士は、事務の禁止の処分を受けていないものとする。

宅地建物取引士は、登録を受けている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事しているときは、登録の移転の申請をすることができる。

2-11-5	R3a-28-3	×誤り	P15
<p>変更の登録について、登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければなりません。</p> <p>本肢は、業務に従事する業者の商号・名称および免許証番号に該当しますが、「登録を受けている者は」ですから、「専任」か否かは関係ありません。</p> <p>「専任の宅地建物取引士ではないので・・・申請しなくてもよい」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-11-6	R7-42-①	×誤り	P15
<p>変更の登録について、登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければなりません。</p> <p>本肢は、氏名・住所を変更したときではありませんから、登録簿の変更の登録と併せて、取引士証の書換え交付を申請する必要はありません。</p> <p>「勤務先の名称に変更・・・変更の登録の申請とあわせて・・・書換え交付を申請」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-11-7	R6-43-4	×誤り	P16
<p>取引士証の記載事項について、氏名欄は、希望により旧姓を併記することが認められます。</p> <p>「現姓を用いなければならず・・・旧姓を併記することは認められていない」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-12-1	R7-42-②	○正しい	P16
<p>登録の移転（取引士）について、登録を受けている者が、登録をしている都道府県以外に所在する業者の「事務所」の業務に従事し、または従事しようとするときは、登録の移転を申請することができます。 ex.転勤等の場合</p> <p>本肢記載のとおりです。</p>			

2-12-2

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、正しいか・・・。

宅地建物取引士（甲県知事登録）が甲県から乙県に住所を変更したときは、乙県知事に対し、登録の移転の申請をすることができる

2-12-3

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

甲県知事登録の宅地建物取引士が、宅地建物取引業者（乙県知事免許）の専任の宅地建物取引士に就任するためには、宅地建物取引士の登録を乙県に移転しなければならない。

2-12-4

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。なお、この問において「登録」とは、宅地建物取引士の登録をいうものとする。

甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士は、乙県に主たる事務所を置く宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士となる場合、乙県知事に登録の移転を申請しなければならない。

2-12-5

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士A（甲県知事登録）が、乙県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事することとなったときは、Aは甲県知事を経由せずに、直接乙県知事に対して登録の移転を申請しなければならない。

2-12-2	R3a-35-㊦	×誤り	P16	
<p>登録の移転（取引士）について、登録を受けている者が、登録をしている都道府県以外に所在する業者の「事務所」の業務に従事し、または従事しようとするときは、登録の移転を申請することができます。 ex 転勤等の場合</p> <p>「住所を変更・・・登録の移転の申請をすることができる」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-12-3	R4-33-㊦	×誤り	P16	
<p>登録の移転（取引士）について、登録を受けている者が、登録をしている都道府県以外に所在する業者の「事務所」の業務に従事し、または従事しようとするときは、登録の移転を申請することができます。 ex 転勤等の場合</p> <p>「・・・登録を乙県に移転しなければならない」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-12-4	R3b-37-1	×誤り	P16	
<p>登録の移転（取引士）について、登録を受けている者が、登録をしている都道府県以外に所在する業者の「事務所」の業務に従事し、または従事しようとするときは、登録の移転を申請することができます。 ex 転勤等の場合</p> <p>「・・・登録の移転を申請しなければならない」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-12-5	R3a-28-1	×誤り	P16	
<p>登録の移転（取引士）について、①現に登録を受けている知事を経由して、移転先の知事に申請する方法および②登録の移転と共に、新たな取引士証の交付を申請する方法から選択できます。</p> <p>「Aは・・・甲県知事を経由せずに・・・申請しなければならない」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-12-6

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

戊県知事登録の宅地建物取引士が、乙県へ登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付を申請した場合、乙県知事が宅地建物取引士証を交付するときは、戊県で交付された宅地建物取引士証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする宅地建物取引士証を交付しなければならない。

2-12-7

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士(甲県知事登録)が、乙県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事することとなったため、乙県知事に登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付の申請をしたときは、乙県知事から、有効期間を5年とする宅地建物取引士証の交付を受けることとなる。

2-12-8

宅地建物取引士の登録(以下この問において「登録」という。)及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

丙県知事の登録を受けている宅地建物取引士が、丁県知事への登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付の申請をした場合は、丁県知事から、移転前の宅地建物取引士証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする新たな宅地建物取引士証が交付される。

2-12-9

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

丙県知事登録の宅地建物取引士が、事務の禁止の処分を受けた場合、丁県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事しようとするときでも、その禁止の期間が満了するまで、宅地建物取引士の登録の移転を丁県知事に申請することができない。

2-12-6	R4-33-㊦	○正しい	P16
<p>登録の移転（取引士）について、②登録の移転と共に、新たな取引士証の交付を申請する方法の場合、失効前の取引士証（移転前）の有効期間とする取引士証が交付されます。</p> <p>本肢記載のとおりです。</p>			

2-12-7	R2b-29-2	×誤り	P16
<p>登録の移転（取引士）について、②登録の移転と共に、新たな取引士証の交付を申請する方法の場合、失効前の取引士証（移転前）の有効期間とする取引士証が交付されます。</p> <p>「登録の移転の申請とともに・・・証の交付の申請・・・有効期間を5年」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-12-8	R2a-34-4	○正しい	P16
<p>登録の移転（取引士）について、②登録の移転と共に、新たな取引士証の交付を申請する方法の場合、失効前の取引士証（移転前）の有効期間とする取引士証が交付されます。</p> <p>本肢記載のとおりです。</p>			

2-12-9	R4-33-㊧	○正しい	P16
<p>登録の移転（取引士）について、登録を受けている者が、登録をしている都道府県以外に所在する業者の「事務所」の業務に従事し、または従事しようとするときは、登録の移転を申請することができます。 ex.転勤等の場合</p> <p>ただし、事務禁止の処分期間中は、登録の移転を申請できません。 本肢記載のとおりです。</p>			

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajivarajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります